

白山市市民提案型 まちづくり支援事業補助金

◇◇令和7年度2次募集要項◇◇

地域の活動を支援します
個性あるまちづくり事業を募集！



募集期間 令和7年5月7日（水）～5月30日（金）

※令和7年5月19日（月）までに必ず事前相談にご来庁ください。

《ご応募・お問い合わせ》

白山市 企画振興部 協働推進課

〒・住所／924-8688 白山市倉光二丁目1番地

TEL／076-274-9517（直通） FAX／076-274-9518

メールアドレス／kyoudou@city.hakusan.lg.jp

1. 応募資格

次の（１）もしくは（２）の枠を設けています。

（１）市民団体枠

公益性のある市民団体等（地区協議会、NPO、ボランティア団体など）で、次に掲げる要件を全て満たす場合に応募できます。

- ① 白山市内に活動拠点及び事務所があること。
- ② 構成員５人以上、かつ半数以上が白山市に在住していること。
- ③ 代表者が明らかに規約や会則等を備え、適切な会計処理が行われていること。
- ④ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- ⑤ 暴力団又は暴力団員、若しくは暴力団員の統制下にあることを目的とした団体でないこと。
- ⑥ 公序良俗に反する団体でないこと。

（２）地域コミュニティ組織枠

白山市地域コミュニティに関する条例による認定を受けた地域コミュニティ組織であること。

2. 対象となる事業・ならない事業

（１）対象となる事業

- ① １コミュニティセンター管内の地域を対象に、市民団体等が自主的に実施する新たなまちづくりにつながるもの。
- ② 地域の広い範囲において事業の効果があり、地域の活性化や魅力向上、課題解決に資する、公共の利益につながるもの。
- ③ 事業の継続性や発展性が見込まれるもの。
- ④ 地域が主体の地域内が連携し、年間を通して取り組むもの。
- ⑤ 予算が適正かつ妥当であり、当該年度内に事業完了ができるもの。

（２）対象とならない事業

- ① 事業を実施する地域で、既に同一の内容で実施している事業。
（過去に同一の内容でこの補助金の交付を受けた事業を含む。）
- ② 白山市の他の助成制度の対象となる内容のもの。又、他の財源による補助金等を受けているもの。（見込みを含む。）
（地域コミュニティ組織【1.応募資格の（２）】が実施すると見込まれる事業）
- ③ 事業の効果が一部の限定された範囲に留まるもの。（１町内会や特定のサークル、個人的な活動など。）
- ④ 営利又は売名を目的とする事業
- ⑤ 公序良俗に反する事業
- ⑥ 宗教的活動や政治的活動を目的とする事業
- ⑦ 施設の整備や備品の購入を主目的とする事業
- ⑧ その他市長が不適切と認める事業
- ◎ 地域コミュニティ組織枠においては、白山市地域コミュニティ推進交付金で実施（予定）する事業

3. 対象となる経費・ならない経費

(1) 対象となる経費

- ① 外部講師、出演者等への謝礼、交通費及び宿泊費
- ② チラシ・ポスター、報告書等の作成費や印刷費及び材料、消耗品等の購入費
- ③ 事業実施のうえで必要な通信運搬費
- ④ 保険料（火災、地震等の家屋にかかるものは除く。）
- ⑤ イベントなどの会場等の使用料及び機器類の賃借（レンタル）料
- ⑥ 会議などでのお茶代
- ⑦ 事業実施のうえで必要な備品購入費（※原則、備品は市関係課等からの貸与を優先し、事業内容や規模を考慮して購入を認める）
- ⑧ その他提案した事業実施に必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めたもの。

(2) 対象とならない経費

- ① 実施団体等の構成員に対する人件費や謝礼
- ② 実施団体が行う視察等に係る経費
- ③ 飲食費（会議などのお茶代は除く）
- ④ 実施団体の事務所を維持するための光熱費、家賃など
- ⑤ イベントなどでの景品代
- ⑥ 特定の個人及び団体の財産に対する投資に当たるもの
- ⑦ 情報ツールの利用料や保守管理等に係る経費（継続事業の場合）

4. 補助金の交付

補助金の交付	1年度において一団体1事業限り
補助金の額 (対象経費の10/10) 採択件数	(1) 市民団体枠 限度額30万円 (2) 地域コミュニティ組織枠 限度額20万円 ※参加費、売上金などの収入がある場合は補助対象経費の総額から控除されます。
対象となる事業期間	令和7年7月1日（予定）から令和8年3月31日
交付回数	新たな工夫や発展性がある場合は、3回まで可

※交付決定前に事前購入されたものは、補助金の対象とはなりません。

5. 地区推薦

地域主体で、また地域内が連携し広く効果が期待できる事業として、地区コミュニティセンターごとに置く「地区推薦委員（コミュニティセンター長）」の推薦書が必要となります。事業内容について事前に地区でご説明ください。

なお、推薦は1地区につき2事業までとなります。

6. 応募方法

(1) 申請について

①事前相談

書類の本提出前に、書類を作成の上必ず事前相談にお越しください。

【事前相談期間】令和7年5月19日（月）まで

②書類提出

事前相談、申請書類の確認を経て必要書類を提出してください。

【提出〆切】令和7年5月30日（金）必着

【提出先】白山市企画振興部協働推進課

(2) 提出書類（書類様式は、市ホームページからダウンロードできます。）

- ① 市民提案型まちづくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 市民提案型まちづくり支援事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 見積書の写し
- ⑤ 団体の規約、会則等及び会員名簿の写し
- ⑥ 市民提案型まちづくり支援事業地区推薦書（様式第4号）
- ⑦ 事業の検証調書（前年度に当該補助金の交付を受けた事業のみ添付）
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

7. 審査方法

事務局での書類確認、受付の後、「白山市市民提案型まちづくり支援事業審査会」にて内容を審査のうえ採用の可否を決定します。

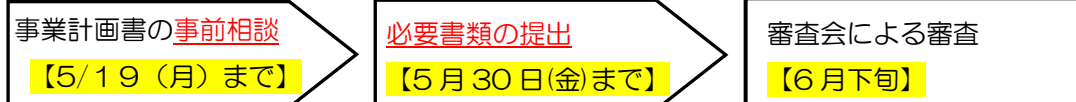
8. その他

(1) 事業の公表

事業の概要・団体名・実施状況・実施結果等を市広報やホームページ等で広く公表しますので、その旨ご了承ください。

(2) 事業の流れ

①事前相談～審査会



②事業採用の可否決定後

